

第25 特例基準等

1 火災のとき煙が充満するおそれのある場所等の取扱い

著しく消火困難な施設に該当する製造所及び一般取扱所には、第1種、第2種及び第3種の消火設備が必要であり、危省令第33条第2項第1号の表中に定める「火災のとき煙が充満するおそれのある場所等」に該当する場合は、移動式の消火設備が認められないが、大規模な製造所及び一般取扱所のうち次の条件に適合する場合は、「火災のとき煙が充満するおそれのある場所以外の場所」として取扱い、移動式の消火設備を設置できるものとする。

この場合において、危険物施設ごとに施設の形態、自動火災報知設備等の付加設備の設置状況及び危険物の取扱いの実態に応じて、個別に危政令第23条の適用の可否を検討するものとする。

消防法上の無窓階に該当せず、危険物を取扱う部分と危険物を取扱わない部分を防火区画することにより、当該部分ごとに次の(1)又は(2)の要件を満たすこと。

なお、防火区画については、耐火構造の壁及び常時閉鎖の特定防火設備による区画とする。

(1) 主として危険物を取扱わない部分

次のア及びイの要件に該当するものであること。ただし、イについては危険物の取扱いがある場合に限る。

ア 建築基準法に基づく排煙設備（自然・機械）を設けたもの

イ 危険物の取扱いが、開放状態でないもの又はこれに準じたもの

ここでいう、「準じたもの」とは、次の(ア)から(ウ)に掲げる要件のいずれかに該当する場合とする。

(ア) 局所消火設備を設けたもの

(イ) 有効に排出する設備を設けたもの

(ウ) 高引火点危険物を100℃未満の温度で取扱うもの

(2) 主として危険物を取扱う部分

火災の際煙が有効に排除でき、かつ、安全に消火活動等ができると認められる場所として、次のアからエまでに掲げるすべての要件に該当するものであること。

ア 指定数量の倍数が100倍以下であること。

イ 排煙設備又は排煙口等火災の際発生する煙を有効に排除できる設備が設置されていること。

ウ 天井高さ（天井がない場合は軒高）が8m以上で、容易に煙が逸散できる構造であること。

エ 危険物機器等の配置が適当な空間を有し、有効に消火活動ができる場所であること。